
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.241 2020/8/19

1 食品等の自主回収届等に関する様式及び記載要領について

8月3日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県衛等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。これは、改正食品衛生法に基づき、令和3年6月1日から、食品等事業者は、食品等が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあるとして自主回収する場合は、都道府県知事等に届け出ることとなったことから、当該報告の様式及び記載要領を示したものである。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000659764.pdf>